

特集

食品衛生法施行条例と 食品衛生監視指導計画

食品関連営業者（以下「営業者」といいます。）が食品衛生の確保のために守るべき事項は、食品衛生法に規定されるものと、県が定めた食品衛生法施行条例に規定されるものとがあります。

一方、営業者が衛生管理をきちんと行っているかなどについては、保健所等の食品衛生監視員が監視し、必要な指導を行っています。

このたび、県では食品衛生法施行条例の一部を改正し、平成21年1月1日から施行することとしました。また、毎年度千葉県食品衛生監視指導計画を定め、今年度はこの計画に基づき食品衛生監視員が食品に関する監視指導を行っています。今回はこれらの2つについてご紹介します。

食品衛生法施行条例と食品衛生監視指導計画の役割



I 食品衛生法施行条例の一部改正について

● 条例改正の目的

中国産冷凍ギョウザの薬物中毒事案などを踏まえ、健康被害の拡大防止対策を速やかに講じるため、食品衛生法施行条例で定める「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を改正し、すべての食品営業者に対し、「消費者の健康被害」や「食品衛生法に違反する食品等の情報」について、速やかに知事へ報告しなければならないこととしました。

● 条例改正の要点

- 1 販売食品等の安全性に関する情報提供の努力義務を許可を要する営業からすべての営業に拡大しました。
- 2 食品営業者は、次の情報を速やかに知事に報告しなければならないこととしました。
ア. 製造、輸入又は加工した食品等に関する消費者の健康被害に関する情報
イ. 食品衛生法に違反する食品等に関する情報

条例の主な内容

- 一般事項
日常点検を含む衛生管理の計画的な実施や清掃、洗浄及び消毒方法を定めることなどの衛生管理の基本的事項について定めています。
- 記録の作成及び保存
取り扱う食品に係る仕入れ元、製造・加工等の状況、出荷先等の記録を保存するよう定めています。
- 回収及び廃棄
販売食品に問題が生じた場合の回収等の迅速な対応等に関する手順等の作成と、適切な措置をするよう定めています。
- 情報の提供
消費者に対する情報の提供に努めるよう定めています。
- 運搬
食品等の運搬中の汚染を防止するため、運搬に用いる車両等の清潔保持及び衛生管理などを行うよう定めています。
- 表示
弁当の消費期限の表示に、必要に応じて時間まで記載することを定めています。
- ねずみ及び昆虫対策
ねずみ及び昆虫の侵入防止及び繁殖場所の排除や、殺そ剤・殺虫剤の取扱いなどについて定めています。
- 食品等の取扱い
異物やアレルギー物質の混入防止措置や相互汚染防止措置などについて定めています。
- 使用水等の管理
水源が汚染されたおそれがある場合の水質検査の頻度、飲食の用に供する水の衛生管理及び使用した水の再利用などについて定めています。

II 千葉県食品衛生監視指導計画について

- 目的
食品の多様化及び流通の広域化等に適切に対応するため、県では、営業者や営業施設等に対して科学的知見に基づく効果的な監視指導を行う必要があります。

このため、本県の特性を踏まえて毎年度策定する「千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、保健所等の機関が監視指導や食品の検査等を実施し、食品の安全確保を図ります。

● 内容

(1) 重点監視指導事項

- ア 食中毒の発生防止
過去の食中毒原因物質や健康被害の発生するリスクの高い食品を重点とした監視指導を行います。
- イ 食品群ごとの供給行程（フードチェーン）を通じた監視指導
農林水産部局等と連携し、農畜産物、水産物等に関し総合的な監視指導を行います。
- ウ 適正表示の監視
アレルギー物質、遺伝子組換え食品、その他表示に関する監視指導を行います。

(2) 監視指導等の実施体制

衛生指導課、保健所、食肉衛生検査所、衛生研究所が各々の役割分担のもと監視指導や食品の検査等を行うとともに、国、他の自治体及び関係部局と連携し、総合的な食品の衛生対策を講じます。

(3) 施設への立入検査

業種別に重要度をランク分けするなどして効果的な監視指導を行うとともに、施設におけるHACCPの概念を取り入れた自主管理の強化促進を図ります。

(4) 施設の一斉取締り

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末は、食品安全推進月間等を定め、立入検査や広報を強化し、健康被害発生の未然防止に努めます。

(5) 監視指導計画に係る公表

監視指導の実施状況等を公表して県民の意見をいただき、次年度の計画策定の参考にします。

なお、千葉県食品衛生監視指導計画は、千葉県健康福祉部衛生指導課ホームページ（食の安全・安心電子館）で公開されているのでご覧ください。